

児童虐待対応における校外関係機関と養護教諭との連携の現状

—— 校外関係機関の職員への質問紙調査から ——

青柳千春・阿久澤智恵子

A study on the cooperation of *yogo teachers*
with relevant organizations in child abuse support

Chiharu AOYAGI • Chieko AKUZAWA

高崎健康福祉大学紀要 第16号 別刷

2017年3月

児童虐待対応における校外関係機関と養護教諭との連携の現状

—— 校外関係機関の職員への質問紙調査から ——

青柳千春・阿久澤智恵子¹⁾

(受理日 2016年9月22日, 受稿日 2016年12月22日)

A study on the cooperation of *yogo teachers* with relevant organizations in child abuse support

Chiharu AOYAGI・Chieko AKUZAWA¹⁾

(Received Sept. 22, 2016, Accepted Dec. 22, 2016)

I. はじめに

平成27年度中に全国の207か所の児童相談所が対応した児童虐待相談対応件数は、103,260件(速報値)にのぼりこれまでで最多の件数となっている¹⁾。昨年度の相談件数は88,931件であり、わずか1年で14,329件の増加を示していることから、我が国の児童虐待をめぐる状況は、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題である。また、これらの相談件数の年齢構成の割合は、小学生が34.5%、中学生14.1%、高校生・その他7.9%と小・中・高校生の占める割合が全体の6割弱であり²⁾、日常的に子どもに関わる学校の教職員は児童虐待の早期発見・早期対応はもちろん、発見後の回復へ向けた支援においても、その役割期待が大きいものとする。

厚生労働省は、児童虐待対応件数の増加要因として「心理的虐待」の増加を指摘している。しかしたとえ、保護者の言葉による脅かしや子

どもの自尊心を傷つけるような言動が、家庭内で起こっていたとしても、それを言葉で表現をして訴えることができる子どもは少ない。多くは、自分の気持ちをうまく表現することができず、頭痛や腹痛などの身体症状となって現れたり、問題行動として現れたりする。そのため、担任及び養護教諭は、日頃からきめ細かな健康観察を行い、子どもたちのサインを見逃さないよう留意することが求められている³⁾。中でも養護教諭は、心の健康問題を抱える子どもの支援をすることが多い。また、担任、保護者から子どもの心の健康問題に関する相談依頼も多いため、学校における心の健康問題への対応に当たっては、中心的な役割を果たすことが求められている⁴⁾。

そこで、本研究では、学校が児童虐待対応において連携を図ることが多い市区町村及び児童相談所の職員と養護教諭が連携をした内容と要保護児童対策地域協議会の個別ケース会議への養護教諭の参加状況等を明らかにし、今後校外関係機関やその専門職と学校の連携・協働を推

1) 埼玉医科大学

進するための養護教諭の役割を検討する。

本研究で用いる用語を以下に定義した。

児童虐待：児童虐待の防止等に関する法律（平成16年10月1日施行）の定義を用い、保護者（親権を行う者，未成年後見人その他の者で，児童を現に監護するものをいう，以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう，以下同じ。）に対し，身体的虐待，性的虐待，保護者の怠慢・拒否（ネグレクト），心理的虐待を行うこととする。

II. 方法

1. 研究対象者

関東圏内（1都6県）の児童相談所すべて（49か所）と309か所の市区町村役場から無作為に抽出した151か所の市区町村役場に勤務し，児童虐待対応に携わっている職員（児童福祉司，社会福祉士，保健師等）200名を対象に自記式質問紙調査を実施した。回答は無記名とし，対象者への調査票の配布及び回収は郵送とした。

2. 調査期間

平成28年1月17日に発送し，回収は平成28年3月31日までとした。

3. 調査内容と方法

1) 属性

年齢，性別，所属機関，職種，職種としての経験年数，現在の部署での経験年数，児童虐待対応における学校との連携の経験

2) 養護教諭との具体的な連携の内容の自由記述

3) 要保護児童対策地域協議会（個別ケース会議の開催）の実施状況及び養護教諭の参加状

況

4) 学校との連携を進めるうえで，今後必要だと思われる取組の自由記述

4. 分析方法

1) データ化

アンケートの自由記述の中から，養護教諭との具体的な連携の内容について述べている部分について，1文脈の中に1つの内容となるように抽出し，記録単位とした。

2) データ分析

データ分析は，内容分析（Berelson, 1952）^{5,6)}を用い分類した。抽出した記録単位の意味内容の類似性に基づきカテゴリー化を進め抽象度を高めた。

3) 分析の信頼性の確保

分析の信頼性は，共同研究者間で検討を重ね，その確保に努めた。また，質的研究者によるスーパーバイズを受け，その信頼性を高めた。

5. 倫理的配慮

郵送にて，各関係機関（児童相談所及び市区町村）の長に研究の目的と調査の概要について，文書にて説明を行い，調査参加及び協力の依頼をした。各関係機関の長の調査協力の同意が得られた場合に，関係機関の長より当該機関の職員に対して，調査書類を渡していただき，同意が得られた職員を対象とした。職員へ調査書類を渡したことにより，各関係機関の長の同意が得られたものとした。また，職員においては，調査票の提出により同意が得られたものとし調査票提出後の撤回はできないものとした。

対象者に対しては，研究の目的と方法，研究への参加は自由意志であること，調査で得られた情報は個人が特定されることのないように全

て記号化し、プライバシーの保護には十分に配慮すること等の説明を行い依頼した。なお、本研究は高崎健康福祉大学における倫理審査委員会の承認を得た後（受付番号：高崎健康大倫第2733号）に実施した。

III. 結果

107名（回収率53.5%）の職員から回答を得た。そのうち、児童虐待対応における学校との連携の経験の有無に回答がなかった1名及び所属の回答がなかった2名を除く104名を有効回答（有効回答率52%）として分析した。

1. 対象者の概要

対象者の属性は表1の通りである。年齢は40歳代が44人（42.3%）と一番多く、続いて50歳

代23人（22.1%）、30歳代20人（19.2%）であった。性別は、男性45人（43.2%）、女性58人（55.8%）、不明1人（1%）であった。

所属機関は、児童相談所34人（回収率71.4%）、市区町村70人（回収率45.7%）であった。

職種は、その他（専門職以外の事務職等）が49人（47.0%）と一番多く、児童福祉司35人（33.7%）、保健師14人（13.5%）の順であった。職種としての経験年数は、3年未満が32名（30.8%）と一番多く、続いて5～10年未満24人（23.1%）、10～20年未満21人（20.2%）であった。

部署での経験年数は、3年未満が59人（56.7%）と半数以上を占めていた。

2. 児童虐待対応における学校との連携の経験 (表2)

表1 基本属性

		全体 (N=104)		児童相談所 (N=34)		市区町村 (N=70)	
		人数	%	人数	%	人数	%
年齢	20歳代	12	11.5	3	8.8	9	12.9
	30歳代	20	19.2	4	11.8	16	22.9
	40歳代	44	42.3	17	50.0	27	38.6
	50歳代	23	22.1	10	29.4	13	18.6
	60歳以上	5	4.9	0	0.0	5	7.0
性別	男性	45	43.2	19	55.9	26	37.2
	女性	58	55.8	15	44.1	43	61.4
	記入なし	1	1.0	0	0.0	1	1.4
職種	児童福祉司	35	33.7	30	88.2	5	7.1
	社会福祉士	6	5.8	1	2.9	5	7.1
	保健師	14	13.5	1	2.9	13	18.6
	その他	49	47.0	2	6.0	47	67.2
職種としての経験年数	～3年未満	32	30.8	10	29.4	22	31.4
	3年～5年未満	15	14.4	3	8.8	12	17.1
	5年～10年未満	24	23.1	12	35.3	12	17.1
	10年～20年未満	21	20.2	7	20.6	14	20.0
	20年以上	12	11.5	2	5.9	10	14.4
部署での経験年数	～3年未満	59	56.7	21	61.8	38	54.2
	3年～5年未満	21	20.2	5	14.7	16	22.9
	5年～10年未満	17	16.3	5	14.7	12	17.1
	10年～20年未満	6	5.8	2	5.9	4	5.8
	20年以上	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	記入なし	1	1.0	1	2.9	0	0.0

表2 学校との連携の経験

連携の経験	全体 (N=104)		児童相談所 (N=34)		市区町村 (N=70)	
	人数	%	人数	%	人数	%
今年度連携している	99	95.2	33	97.1	66	94.2
今年度は連携をしていないが、以前連携したことがある	3	2.9	1	2.9	2	2.9
これまでに連携をしたことがない	2	1.9	0	0.0	2	2.9

児童虐待対応において、これまでに学校との連携の経験があると答えたのは、102人(98.1%)であり、そのうち99人(95.2%)が当該年度(平成27年度)に連携をしていた。連携の経験がないと答えた2名は、いずれも市区町村の職員であり、うち1名は、連携する事例がないことを理由としていた。

3. 市区町村及び児童相談所の職員と養護教諭との連携内容(表3)

学校との連携の経験があると答えた102人中、48人(47.1%)が養護教諭との連携の内容についての自由記述があり98記録単位のデータが得られた。自由記述の内容を分析した結果、7つのカテゴリーと19のサブカテゴリーが抽出された。養護教諭との連携の内容は、【養護教諭に被虐待児のケアや支援を依頼する】31記録単位(31.6%)、【子どもや家庭に関する情報を共有する】18記録単位(18.4%)、【通告のあったケースの子どもの安全確認の協力を依頼する】15記録単位(15.3%)、【対応方針や役割分担について協議する】13記録単位(13.3%)、【保護者や関係機関等との連絡や調整を依頼する】8記録単位(8.2%)、【子どもとの面接の同席や家庭訪問の同行を依頼する】7記録単位(7.1%)、【虐待を発見した養護教諭から通告を受ける】6記録単位(6.1%)に分類された。

以下、カテゴリー別による特徴を記述してい

く。なお、記述にあたっては、各カテゴリーを【 】、サブカテゴリーを〈 〉、記録単位を「 」で示す。

(1) 【養護教諭に被虐待児のケアや支援を依頼する】

カテゴリー【養護教諭に被虐待児のケアや支援を依頼する】は、〈学校での見守りや相談役を依頼する〉〈不登校の子どもへの登校支援や家庭訪問を依頼する〉〈性的虐待を受けた子どもの対応を依頼する〉〈保健室登校をしている子どもの対応を依頼する〉〈疾病や障害等の対応を依頼する〉〈受診や通院の勧めや服薬の確認を依頼する〉の6サブカテゴリーで構成された。具体的には、虐待発見後、在宅支援のケースとなった子どもに対して、養護教諭に「ケースの子どもの話を聞いてもらう」「学校生活での見守り」などを依頼したという内容で示された。

(2) 【子どもや家庭に関する情報を共有する】

カテゴリー【子どもや家庭に関する情報を共有する】は、〈子どもや家庭に関する情報を提供してもらう〉〈子どもやその家庭に関する情報を共有する〉の2サブカテゴリーで構成された。

具体的には、養護教諭に「子どもが家庭での様子を話した内容の情報提供」をしてもらったり、養護教諭や関係機関の専門職が持っている「子どもに関する情報共有」をしたりするという内容で示された。

表3 市区町村及び児童相談所の職員が養護教諭と連携をした内容

カテゴリー	サブカテゴリー	主な記述内容	記録単位	
養護教諭に被虐待児のケアや支援を依頼する (31)	学校での見守りや相談役を依頼する (8)	ケースの子どもの話を聞いてもらう	3	
		学校生活での見守り	1	
		ネグレクトによる体調不良等の対応	1	
		学校生活における身だしなみや衛生面等についての支援を依頼した	1	
	不登校の子どもへの登校支援や家庭訪問を依頼する (7)		家庭不和の子どもの見守りや心理的ケアの依頼	1
			一時保護を解除し家庭復帰となった際に、養護教諭に対し見守りや心理的ケアを依頼	1
	性的虐待を受けた子どもの対応を依頼する (5)		不登校の子どもの登校支援	5
			不登校の子どもの家庭訪問	1
	保健室登校をしている子どもの対応を依頼する (4)		子どもの登校を支援(家庭の養育力が低く、子どもを学校に送り出す力がなく不登校のため輪番制で家庭訪問を実施)	1
			性的虐待を受けている子どもが話ができる場所として協力をしてもらった。	3
	疾病や障害等に対する対応を依頼する (4)		性的虐待を受けた子どもの支援(誰にも言わないでほしいとの希望があり、時間をかけて相談につなげてもらう)	1
			性的虐待を受けた子どもの支援(児相心理と相談しながら、ケアの中心となってもらった)	1
受診や通院の勧めや服薬の確認を依頼する (3)		保健室登校をしているケースの支援の調整	2	
		保健室登校となっている子どもの状況確認	2	
子どもや家庭に関する情報を共有する (18)	子どもや家庭に関する情報を提供してもらう (11)	疾患を持つ子どもへの対応	1	
		精神疾患を持つ女子高生の見守り	1	
	子どもやその家庭に関する情報を共有する (7)		高校生で出産をしたケースの周産期の支援	1
			知的障害を持つ子どものサポート	1
	けがやあざ等の有無を確認してもらう (9)		子どもの受診内容の確認をしてもらう	1
			ネグレクトの子どもの通院や服薬のサポート	1
	子どもの健康に関するデータを提供してもらう (4)		病院への受診勧奨	1
			子どもが家庭での様子を話した内容の情報提供	5
	虐待の有無等について子どもに聞き取りをしてもらう (2)		保護者の様子についての情報提供	3
			家庭内トラブルや児童生徒の異常行動があれば、その都度保健センターへ連絡を入れてもらう	1
	要対協(ケース会議等)への参加を依頼する (7)		子どもが身体的虐待について養護教諭に話した内容についての情報提供	1
			子どもが保健室を利用して養護教諭と気軽に接することにより家庭生活等の情報を提供してくれた	1
対応方針や役割分担について協議する (13)	支援方針・方法を検討し役割分担をする (6)	子どもに関する情報共有	2	
		子どもや家庭の様子についての情報交換	2	
保護者や関係機関等との連絡や調整を依頼する (8)	子どもや保護者との面接の調整をしてもらう (3)	性的虐待の疑いのある子どもの情報の共有を行った	2	
		保健室で虐待が発覚した場合情報共有を行う	1	
子どもとの面接の同席や家庭訪問の同行を依頼する (7)	子どもとの面接に立ち会ってもらう (4)	傷やあざの程度の確認	4	
		身体状況の確認	2	
虐待を発見した養護教諭から通告を受ける (6)	養護教諭が虐待に気づき連絡を入れてくれる (6)	身体虐待が疑われた際に、体の見えない部分に傷・あざがないか確認してもらった	2	
		身体的虐待ケースの校内での聴取や撮影を依頼	1	
子どもとの面接の同席や家庭訪問の同行を依頼する (7)	家庭訪問へ同行してもらう (3)	ケースの体格測定の結果を確認	3	
		一時保護等に当たり、子どもの健康情報等の調査	1	
養護教諭が虐待に気づき連絡を入れてくれる (6)		子どもからの聞き取り、事実確認	1	
		性的虐待が疑われる場合の子どもの被害確認	1	
養護教諭が虐待に気づき連絡を入れてくれる (6)		ケース会議への出席	6	
		実務者会議への参加	1	
養護教諭が虐待に気づき連絡を入れてくれる (6)		ケース会議で関係機関を交えて情報共有と支援内容や役割分担の検討	3	
		情報共有及び当面の対応方針の確認	1	
養護教諭が虐待に気づき連絡を入れてくれる (6)		今後の対応について一緒に検討	1	
		子どもからの聞き取りや子どもの日ごろの様子等を同席で話し合いを行い今後の対応について検討	1	
養護教諭が虐待に気づき連絡を入れてくれる (6)		関係機関との窓口	2	
		情報提供や情報交換の窓口	1	
養護教諭が虐待に気づき連絡を入れてくれる (6)		子どもや保護者へ児童相談所の機能について説明をしてもらう	1	
		保護者との面接の段取り設定	1	
養護教諭が虐待に気づき連絡を入れてくれる (6)		子どもとの面接の調整	1	
		ケース会議の日程調整	1	
養護教諭が虐待に気づき連絡を入れてくれる (6)		子どもとの面接に同席	3	
		子どもへの聞き取りに同席【安心感】	1	
養護教諭が虐待に気づき連絡を入れてくれる (6)		家庭訪問へ同行してもらう	3	
		家庭訪問への同行	3	
養護教諭が虐待に気づき連絡を入れてくれる (6)		子どもが虐待の事実を打ち明け児童相談所へ通告	4	
		子どもの様子から、虐待の疑い通告	2	
7	19		98	

(3) 【通告のあったケースの子どもの安全確認の協力を依頼する】

カテゴリー【通告のあったケースの子どもの安全確認の協力を依頼する】は、〈けがやあざ等の有無を確認してもらう〉〈子どもの健康に関するデータを提供してもらう〉〈虐待の有無等について子どもに聞き取りをしてもらう〉の3サブカテゴリーで構成された。具体的には、養護教諭に「身体虐待が疑われた際に、体の見えない部分に傷・あざがないかを確認してもらった」「ケースの体格測定の結果を確認」してもらったりすることで、子どもの状況把握の協力をしてもらうという内容が示された。

(4) 【対応方針や役割分担について協議する】

カテゴリー【対応方針や役割分担について協議する】は、〈要対協（ケース会議等）への参加を依頼する〉〈支援方針・方法を検討し役割分担をする〉の2サブカテゴリーで構成された。養護教諭に「ケース会議へ出席」してもらい、「ケース会議で関係機関を交えて情報共有と支援内容や役割分担の検討」をするという内容が示された。

(5) 【保護者や関係機関等との連絡や調整を依頼する】

カテゴリー【保護者や関係機関等との連絡や調整を依頼する】は、〈学校と関係機関との窓口をもらう〉〈子どもや保護者との面接の調整をもらう〉〈ケース会議の日程の調整をもらう〉の3サブカテゴリーで構成された。

養護教諭に、学校・保護者・地域をつなぐための連絡や調整の役割を依頼するという内容が示された。

(6) 【子どもとの面接の同席や家庭訪問の同行を依頼する】

カテゴリー【子どもとの面接の同席や家庭訪

問の同行を依頼する】は、〈子どもとの面接に立ち会ってもらう〉〈家庭訪問へ同行してもらう〉の2サブカテゴリーで構成された。児童相談所や市区町村の職員が子どもと面接をしたり、家庭訪問をしたりする際に、養護教諭に同席や同行を依頼するという内容が示された。

(7) 【虐待を発見した養護教諭から通告を受ける】

カテゴリー【虐待を発見した養護教諭から通告を受ける】は、〈養護教諭が虐待に気づき連絡を入れてくれる〉の1サブカテゴリーで構成された。養護教諭は、子どもから虐待の事実を打ち明けられた場合と、養護教諭自身が子どもの様子から虐待を疑った場合に、養護教諭からの通告があるという内容が示された。

4. 要保護児童対策地域協議会（個別ケース会議の開催）の実施状況及び養護教諭の参加状況

児童相談所及び市区町村職員が担当した児童虐待事例について、個別ケース会議が開かれたかを質問した。担当したすべての事例について個別ケース会議が開催されたとの回答が61人（59.8%）と一番多く、続いて開催された事例もある38人（37.3%）、開催されなかったとの回答はわずか3人（2.9%）であった。（表4）

表4 要対協における個別ケース会議の開催

	全体 (N=102)		児童相談所 (N=34)		市区町村 (N=68)	
	人	%	人	%	人	%
開催された	61	59.8	17	50	44	63.8
開催された事例もある	38	37.3	16	47.1	22	31.9
開催されない	3	2.9	1	2.9	2	2.9

また、養護教諭が、個別ケース会議に参加していたか否かを質問したところ、参加していたこともある54人（52.9%）と一番多く、続いて、参加していない24人（23.5%）、参加していた21

表5 個別ケース会議への養護教諭の参加

	全体 (N=102)		児童相談所 (N=34)		市区町村 (N=68)	
	人	%	人	%	人	%
参加していた	21	20.6	4	20.6	17	25.0
参加していたこともある	54	52.9	22	64.7	32	47.1
参加していない	24	23.5	7	20.6	17	25.0
わからない	3	3.0	1	2.9	2	2.9

人(20.6%)，わからない3人(3.0%)であった。

IV. 考察

児童虐待は，子どもの心身の発達を阻害し，情緒面の問題，世代間連鎖など，子どもの人生全般に大きな問題を残すことが分かっていることから，早い時期に発見し適切な対応をすることが重要である。

また，児童虐待事例は複雑な問題を抱えているケースが多いことから，学校だけで抱え込まず，児童相談所等の校外の関係機関や市区町村の要保護児童対策地域協議会など，権限と守秘義務のあるネットワークの一員として，連携に基づいた支援を続けることの必要性が指摘されているところである⁷⁾。

そこで本稿では，学校が児童虐待対応において連携を図ることが多い市区町村及び児童相談所の職員と養護教諭が連携をした内容と要保護児童対策地域協議会の個別ケース対策会議への養護教諭の参加状況等を明らかにし，今後校外関係機関やその専門職と学校の連携・協働を推進するための養護教諭の役割を検討する。

1. 児童虐待対応における市区町村及び児童相談所の職員と養護教諭の連携の現状

児童虐待対応において市区町村及び児童相談所の職員が行った養護教諭との連携の内容として7カテゴリーが明らかになった。

児童虐待の対応は，虐待を未然に防ぐための

「発生予防」，虐待を早期に発見し，子どもの安全確保のための「早期発見と介入」，その後の子どもと家族の回復，改善に向けた「介入後の支援」の3つの段階で対応するのが基本である⁸⁾。

本調査では，【虐待を発見した養護教諭から通告を受ける】ことで市区町村及び児童相談所の職員が，「早期発見と介入」を行っていた。また，養護教諭に【通告のあったケースの子どもの安全確認の協力を依頼する】することで，子どもに関する情報を収集したり，【子どもとの面接の同席や家庭訪問の同行を依頼する】ことで子どもと直接会ったりして，子どもの安全確認や安全の確保をしていることが明らかとなった。

抽出された3つのカテゴリーは，いずれも，養護教諭と子ども又は保護者との信頼関係がなくては成り立たない内容であり，保健室の機能を活用した連携であると考えられる。養護教諭は，日ごろから，保健室で子ども一人一人と接し，体と心の両面へのケアを行っている。子どもたちにとって保健室が，気軽に立ち寄り，いつでも安心して話ができる場所であるからこそ，子どもは自分が虐待を受けていることを伝えることができたり，洋服で見えない部分に傷やあざがないか等も確認させてくれたりするのである。また単にけがの手当てをするだけでなく，けがをしたときの様子を確認したり，他の部位にけがをしていないか，体や服は清潔な状態か等も観察したりしながら子どもへのケアをしているからこそ，虐待に気づくことができるものとする。さらに，養護教諭は，健康診断や健康観察等の結果を集計分析し集団や個人の健康管理を行うことも職務の一つである。『子どもの健康管理を担っている』という大義名分があるため，学校保健という観点から保護者に対して働きかけをすることができるのも，養護教

論ならではの連携内容であると考え。

また、「介入後の支援」の段階においては、【養護教諭に被虐待児のケアや支援を依頼する】ことで在宅支援となった子どもが、抱えている問題を悪化させることなく、安心して学校生活を過ごすことができるようにしていた。さらに、市区町村及び児童相談所の職員と養護教諭が持っている〈子どもやその家庭に関する情報を共有する〉ことや養護教諭に「子どもが家庭での様子を話した内容の情報提供」をしてもらいながら、【対応方針や役割分担について協議する】ことで、学校と関係者間の共通理解を深め、見通しを持った支援を行えるように配慮していた。また、養護教諭に【保護者や関係機関等との連絡や調整を依頼する】こともあることが明らかとなった。養護教諭は、保護者と関係機関の間に入り面接の日程の調整を行ったり、学校と関係機関の窓口になったりして、コーディネートの役割を担っていた。

以上のように、「介入後の支援」の段階における、市区町村及び児童相談所の職員と養護教諭の連携の内容は多岐にわたっていた。

また、要保護児童対策地域協議会の個別ケース会議への養護教諭の参加状況は、参加していた21人(20.6%)、参加していたこともある54人(52.9%)、参加していない24人(23.5%)であったことから、7割を上回る個別ケース会議に養護教諭が参加していたことが明らかとなった。

2. 校外関係機関やその専門職と学校の連携・協働を推進するための養護教諭の役割

児童虐待ケースの子どもや家庭の状況は、通告後も刻々と変化する。そのため、要保護児童対策地域協議会や市区町村児童相談当課や民生児童委員、児童相談所等と情報を共有し、支援

方法を検討することが必要である⁹⁾と指摘されている。

養護教諭は、その専門性や保健室の機能を活用することで、虐待を早期に発見したり、子どもが安心できる居場所を提供し、子どもの家庭状況や生活の様子に気を配ったりすることで子どもの安全を保障し、子どもの心身の回復と健康な育ちを支援することが可能である。本調査においても、市区町村及び児童相談所の職員は、その機能を考慮して、養護教諭へ子どもの安全確認や子どもへの支援、モニター機能の実行を依頼していたものと考え。しかし、本調査において、学校との連携の経験があると答えた102人中、養護教諭との連携の内容について記述したのは48人(47.1%)と、養護教諭との連携内容を記述していない54人(52.9%)を下回っていた。このことから、市区町村及び児童相談所の職員が養護教諭の職務や保健室の機能を十分に理解し、虐待対応のネットワークの一員として活用されているとは言えないのが現状であると推察される。

また、虐待に至るほとんどの家庭が生活や子育てに関する不安・悩みやストレス等の課題を抱えていることが多い。そのため養護教諭は、市区町村及び児童相談所職員等に加え、保育所や幼稚園等の就学前機関とも連携を図り、乳幼児期の保護者と子どもとの関係について情報共有を行っておくことが重要であると考え。そうすることで、保護者へ健康相談の活用を呼びかけたり、保護者とのよい関係作りに取り組んだりすることができ、虐待発生予防するための役割を担うことも可能であると考え。

しかし、本調査において、「発生予防」の段階で市区町村及び児童相談所の職員と養護教諭が連携した内容の記述はなかった。

以上のことから、校外関係機関やその専門職と学校の連携・協働を推進するためには、関係者が連携する機関や専門職に対して理解を深めたり、それぞれの役割を自覚し実践化したりできるように、研修や啓発の充実を図ることの必要性が示唆された。

V. 結 論

1. 児童虐待対応において市区町村及び児童相談所の職員が養護教諭と連携した内容は、【養護教諭に被虐待児のケアや支援を依頼する】、【子どもや家庭に関する情報を共有する】、【通告のあったケースの子どもの安全確認の協力を依頼する】、【対応方針や役割分担について協議する】、【保護者や関係機関等との連絡や調整を依頼する】、【子どもとの面接の同席や家庭訪問の同行を依頼する】、【虐待を発見した養護教諭から通告を受ける】の7つのカテゴリーが抽出された。
2. 要保護児童対策地域協議会（個別ケース会議の開催）の実施状況及び養護教諭の参加状況については、担当したすべての虐待事例について個別ケース会議が開催されたとの回答が61人（59.8%）と一番多く、続いて開催された事例もある38人（37.3%）、開催されなかったとの回答はわずか3人（2.9%）であった。また、養護教諭が、個別ケース会議に参加していたか否かについては、参加していたこともある54人（52.9%）と一番多く、続いて、参加していない24人（23.5%）、参加していた21人（20.6%）、わからない3人（3.0%）であった。
3. 校外関係機関やその専門職と学校の連携・

協働を推進するための養護教諭の役割については、養護教諭は、その専門性や保健室の機能を活用することで、虐待を早期に発見したり、子どもが安心できる居場所を提供し、子どもの家庭状況や生活の様子に気を配ったりすることで子どもの安全を保障し、子どもの心身の回復と健康な育ちを支援することができる。

また、養護教諭が、保護者へ健康相談の活用を呼びかけたり、日ごろから一人一人の保護者とのよい関係を作るよう取り組んだりすることで、虐待が起きないように予防するための役割を担うことができる。

VI. 本研究の限界と今後の課題

本研究は関東圏内という限定された地域での結果であり一般化することはできない。今後さらに調査対象を増やし、データを蓄積していくことが必要である。

謝辞

本研究の実施に当たり、快く調査にご協力をくださいました対象者の皆様及び関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

本研究は、平成26～平成28年度 科学研究費助成事業基盤研究C（課題番号：26350869）の助成を受けて実施した研究の一部である。また、本研究の一部は、日本学校保健学会第63回学術大会において発表した。

利益相反に関する開示事項はない。

文献

- 1) 平成27年度の児童相談所での児童相談対応件数

- 等. 報道発表資料. 厚生労働省, 2016-08-04, <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000132381.html>, (参照 2016-09-12) .
- 2) “9 児童福祉関係 (2) 児童相談所における児童虐待相談の対応件数, 表 12 被虐待者の年齢別対応件数の年次推移”. 平成 26 年度福祉行政報告例の概況. 厚生労働省, 2015-12-10, p.8, <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/38-1.html>, (参照 2016-09-12) .
 - 3) 公益財団法人 日本学校保健会. “第 4 章 学校における虐待の気づきと初期対応”, 子供達を児童虐待から守るために—養護教諭のための児童虐待対応マニュアル—, 2014, p.19-31.
 - 4) 文部科学省. “第 4 章 心の健康問題への対応 3 教職員の役割”. 教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対, 2009, p.26.
 - 5) 舟島なをみ. 質的研究への挑戦 第 2 版. 医学書院, 2012, p.40-80, ISBN9784260004305.
 - 6) 高橋純一, 渡辺文夫, 大淵憲一. 人間科学 研究法ハンドブック. ナカニシヤ出版, 2005, p.75-81, ISBN 9784888484381.
 - 7) 生徒指導提要. 文部科学省, 2010, p.184.
 - 8) 公益財団法人 日本学校保健会. “第 2 章 児童虐待対策の概要と連携”. 子供達を児童虐待から守るために—養護教諭のための児童虐待対応マニュアル—, 2014, p.10.
 - 9) 公益財団法人 日本学校保健会. “第 4 章 学校における虐待の気づきと初期対応”. 子供達を児童虐待から守るために—養護教諭のための児童虐待対応マニュアル—, 2014, p.30.